

控訴院長となつて居ります。それ故、樞密院の司法部、その植民地司法部の組織は、上院が、司法部の資格で開廷する時と、今では、全く同一の組織になりました。

さりながら、その審理、判決の方法は、必ずしも普通の裁判所の如くするものではありません。例へば、植民地の法廷から、一つ事件が控訴せられた場合、その判決は、控訴者に向つて申し渡さるゝのでなく、陛下に對する上奏——勸告——の形ちで爲されます。陛下が、それを嘉納し給ひたる後、植民地法廷の判決を確認するか、若くは否認するかの、樞密院令となつて現はるゝのであります。その委員會の判決は、全會の一致を必要とします。

かくの如く、英國の樞密院は、司法の働きをしてゐます。事實は、多くなくも、彼等は、この働きを爲す幾分、使命を有してゐます。私は、この働きは、日本の樞密院にも、要るのではないかと思ふてゐます。例へば、甚だ畏れ多いことですが、所謂不敬事件の裁判など——その中にも種類はありませうが——年若い裁判官よりも、眞に宮中の事を知り、聖徳を輔弼し奉らんと、平生、勤仕して居る者の、審理し、考察すべきことではな

いでせうか、私は、この邊にこそ、樞密顧問官諸氏の、奉公さるべき、重大の御用がある様に思ひます。

そは、兎も角も、問題の存する所であるとして、植民地の大官を、樞密院に加へることは、日本に於ても、最も必要でありませう。朝鮮總督、臺灣總督、乃至、關東廳長官、樞密院の大長官の如き、日本と、新に接觸するに至つた、各屬領地、若くはこれに類した地方の代表者は、樞密顧問として、陛下に、親近の關係を有せしむる必要が有ります。それには、何かの、いゝ影響が有らせう。但、私は、それを大官等のみ限りたくない意見です。朝鮮人民の或る代表者、臺灣人民の或る代表者等も、これを樞密院に加へ、陛下に親炙せしむる途を開くことが、必要であらうと存じます。

序ですが、朝鮮には、貴族がある、帝國の宮廷から認め給ふた貴族がある。臺灣には、なぜ、貴族を作られないのですか、内閣の方々は、もつと、氣を利かさるべきであらうにと、私は、思ふて居ります。

後篇

前篇で、議會の組織、議事の方法等、議會政治の、目に見ゆる一般形式上のことを、略ぼ語りました。それは、毎々断りました通り、ほんの概略、皮相に止まる、遺憾といへば遺憾ですが、この小さい冊子としては、已むを得ませんこと、御寛恕下さい。所で議會の表面の活動には、それが、基礎であり、土臺を爲す所の、原理、原則がなくてはなりません。それを心得て置かるゝことが、殊に必要と存じます。私は、それを前篇に略しました。それに、些しも、觸れないで終ることは、不満足である。或は、申し譯がないとの感じもしますので、こゝに、その一端だけを語ります。但、順序としては、本篇を前に擧げ、前篇を後にすることが、相當でありましたらう、その順序の後や先き、體を失して居ることは、皆さんの、よく、お氣づきなされる所、尙、寛恕して下さることを願ひます。たゞ、議會政治の形を、大急ぎに説かうと思ひましたので、心ならずも、この様の順序を採つたのであります。

第一章 天 皇

天皇のことを申し上げます。天皇のことは、よく分つてゐなければなりません。一と通りは、誰も分つてゐると申さるゝのでありますけれど、尙、念にも念を入れらるべきであります。さりとして、こゝに、その詳細を説くことは叶ひませんから、私は、たゞ、憲法の規定の要旨を掲ぐるにとゞめます。

そこで、天皇の権力ではありますが、それは、勿論、絶體であります。けれども、既に憲法を下し給ふたのでありますから、憲法の條章に循つて、これを行ひ給ふのであります。この事は、明治二十二年二月十一日を期して、發布し給ふた勅語、所謂憲法發布の勅語に、次の如く、申し給ふたので、是も明確であります。それは

朕及朕が子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を——國家統治の大權を指し給ふ——行ふことを怠らざるべし

これでありませう。この憲法があるから、天皇の権力は、制限的のものである。絶體、無限のもので無いなどと申す議論もありますが、私は、そんなことを、こゝに論ずるを欲しません。

たゞ申します、この憲法があるから、我が國は、立憲政治の國である。どこの國でも、立憲國家には必らずこの種の憲法がある。その憲法のある所の國家で、天皇は、必らず憲法に依つて、統治の大權を行ひ給ふのであると。それ故、私どもは、憲法の條章を心得て居らねばなりません。

その憲法は、國に依つて異なります——次の章参照——日本には、日本特有の規定、精神があります。それは、皆さんの既に注意してゐ給ふ所でありませうけれど、私は、改めて、その御注意を願ふのであります。帝國憲法の第一章、第一條に

大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

とありますのは、我が帝國の國家及び憲法の、世界に、比類なき、特別の立ち場にあることを明かにしたものであります。この中に「萬世一系」とある所に、特別の意義、精

彩、權威があらませう。世界には此の字をその頭に冠し得る帝國は、日本帝國の外、他に無いのであります。

注意、帝國憲法の第一章は「天皇」と題し、天皇の統治に關することだけを規定したもので、その條項は、總て七十七條あります。第二章は、臣民の權利義務に關する規定で、十五ヶ條、第四章の國務大臣及び樞密顧問は、僅に二ヶ條から成つて居るのであります。

第一條は、かくの通り、第二條は、皇位は皇男子孫之を繼承す

とし、日本の皇室は、永久に、男性のみ、天子の位に即かせ給ふこと、女性の、天子となり給はぬことを規定して居る所が、又、その一特色であります。

これらを、帝國憲法の特に著るしい點としまして、さて、第三條以下、十七條に至る、いろいろの規定は、皆さんが、その條文に就て、一々御覽下さることを願ひますが、大凡、次のやうなことを示してあります。

- イ、天皇は神聖にして侵すべからざること
- ロ、天皇は、帝國議會の協賛を以て立法權を行し給ふこと
- ハ、天皇は法律を裁可し其の公布及び執行を命じ給ふこと
- ニ、天皇は、議會を召集し、その開會、閉會、停會、及び、衆議院の解散を命じ給ふこと

ホ、天皇は、緊急の場合、法律に代るべき勅令を發し給ふこと、更に命令をも發し給ふこと

ヘ、天皇は陸海軍を統率し給ふこと

ト、天皇は戦ひを宣し、和を講じ、及び諸般の條約を締結し給ふこと

チ、天皇は、爵位、勳章、其の他の榮典を授與し給ふこと

リ、天皇は、大赦、特赦、減刑及び復權を命じ給ふこと

等であります。但、詳細は、どうぞ、本文を御覽下さい。これに依つて、天皇の性質と、その國民に臨ませ給ふ關係と、及び、その御趣意、方針が明瞭になるのであります。

英國の國王は、日本の天子にくらぶれば、申すまでもなく、その他の君主にくらべても、權力の少い方であると、よく申されます。英國は、議會制度の進歩した國として、議會の權利が、極度に擴張された所から、王權の範圍が、それに依つて狭められたのであると、註釋され、或は、誤認されて居る點もありますが、私は、この世上の説には頓着なしに——つまり、それを是認も、非認もしないで——私の、聞いて居る、先方の學者の説を紹介いたします。

一、英國の天子は、その内閣大臣の協賛によつて行動し給ふ。それは、憲法の規定——規定といふよりは、寧ろ習慣といふべきでせう——に循つて行ひ給ふ、政治上の權力を有せらるゝ、

二、議會を解散するか、しないかは、一に、陛下のお考へ次第である。内閣は、無論、解散を奏請することはできるけれど、それを、強ひ奉つることはできない。若し内閣が、解散を奏請して、陛下の聽き納れ給はなかつた時は、その内閣は、辭職すべきである、

三、誰に、内閣を組織せしめ給ふか、首相並びに各大臣等を選択し給ふことは、依然として陛下の御自由である。

この三種の権力こそは、英國々王の有ち給ふ、憲法上の権力である、と、
それでは、たゞ、それだけか、と、申すと、別に、實際上、効用の尠くない三種の権力を有してゐ給ふ。それは、

イ、閣員から、相談を受け給ふ權と、

ロ、閣員を獎勵し給ふそれと

ハ、閣員に注意し、警戒し給ふそれと

である。と、申します。

ヴィクトリヤ女皇の、この権力を利用し給ひたることは、史上に有名な話で、例へば、パーマーストーンの全盛時代、彼は、いろく、勝手な、専斷な振舞をしました。女王は、それを咎め給ひ、今後の戒慎を促し給ひました。パーマーストーンは、それを、かしこんで、今後は、必ず改めます、と、覺書を差出しました。それは、一八五〇年のことであ

る。然るに、傲岸にして、不謹慎な彼は、それにこりずに、その後その覺え書に反する、勝手の振舞をしました、そこで、彼は、容赦なく退せられました。つまり、陛下は、閣員から、閣員の爲さんとする行爲、方針につき、相談を受けさせ給ふのであります。それは、相談でありますから、

甲、陛下は、それを是認し給はないかも知れない。一々、是認せらるゝものとは定まつてゐなし、

乙、陛下は、その問題を考慮するに、相當の時間を要し給ふ、

丙、それ故、閣員から、陛下の裁可を求むる事件に就ては、いづれも、

イ、陛下の、それを考慮し給ふ時間の餘裕を存し、

ロ、萬一、それを否認し給ふた場合には、それを、やり替へることのできる餘地を残して置かねばならない、

それが相談である。で、なくては相談にならない、と、申され、僅の、切迫した時間に、いざ、御裁可を求むると、形式的な、請求をすることを、しかと、咎め給ふたのであ

ります。

昔、バジホットの憲法論を読んだ時、この三種の権力を、英國王の有り給ふことを、實に大切の権力である、と、主張し、説明してゐたのを、私は、成る程と首肯したのであります。が、英國の憲法學者等は、今日に於ても、さうであると言明し、これを以て、實際上、重大なる意義のあることである。英國の王室は、たゞ、この権力を有し給へば足る。これを以て、充分に、内閣の協賛に依つて行はるゝ、陛下の大権を行ひ給ふことができるのである、と、唱へてゐます。

日本の、天皇の、憲法上に有し給ふ権力と、その位地は、前に述べた通り、憲法の條文に明白であります。これらの——三種には限りませう——明文以外の微妙な作用に就ても、注意をさる必要がありませう。

第二章 憲法にも種類あり

前章の話で、既に、氣づかれたと信じますが、憲法にも種類があります。その規定して居る内容は、一様ではありません。

とは申せ、議會と、憲法とが、離れられない關係のものであることは、申すまでもなく各國とも同一であります。議會ある國には、必ず憲法があり、憲法のあつて、議會の無い、議會があつて、憲法の無いといふ國はありません。その關係は、これを人に喩へればあだかも、形と魂との關係のやうなものでせう。

尤も、青年會や、處女會や、その他の團體の有する憲法は、普通にこれを憲法といはなれ故、米國の中學あたりで、學生會議などを開きます場合の規約は、明かに憲法と銘を打つて居ります。日本でも、基督教青年會などには、憲法と稱せらるゝ規約があります。規

約即ち憲法、憲法即ち規約、兩者が略ぼ同様のものである。よき一例と思ひます。

然らば、憲法と規約とは、全く同等のものであるか、些しの區別の無いものであるか、と、申せば、必らずしも、そうではありません。私は、略ぼ同様のものとは申しましたけれど、決して同等のものとは申しません。のみならず、きびしく考へれば、同様といふことにも、承知の出来ない場合がありませう。

然らば、憲法とは何かと申せば、法律の中の法律、根本の法律であります。即ち法律ではありませんが、他の法律の本となり、母となる所のもので、そこに本末、母子の踰ゆることのできない、大きな距離があります。従つて、その規定して居る所は、總て、その國家若しくは國體の、成立、目的に關する、根本要件ばかりであり、その條項は、いづれも百世に亘つて、永く遵由せらるべく、三年や、五年の短い間に、再々、修正、變更を試みてはならない、種類、性質のもののみであります。も一言を添へませう。憲法は、他の法律に對し、母子、本末の關係がありますから、他の法律は、總て憲法なる母法の、はぐみを受けて、生長し、發達するものであります、その、はぐみを受けない法律は——それは、

勿論、無い筈ですが——例へば、母の乳を含ませられない嬰兒の、一日も生存し得ない如く、決して生存し得ないものであります。

そこで、その憲法の有する所の種類と申すは、第一に欽定の憲法、民約の憲法と申すこととであります。日本のは、その欽定の憲法として、即ち、天子の定め給ふて、頒たせ給ふたものであり、佛國の憲法、米國の憲法、最近に、獨逸の憲法の如きは、その民約の憲法、即ち人民の代表者が、相集まつて、作り上げたものであります。言ひ換へれば、立憲帝政の國の憲法は、欽定憲法で、共和國の憲法は、民約の憲法と分類さるゝのであります。同時に、その欽定と、民約と、憲法の作り方の相違が、立憲帝政の國と、共和國との分れ目になるのであります。

第二に成文の憲法、又、不成文の憲法とも申します。日本のは、その成文の憲法であつて、かの米、佛、獨のも、同じく成文の憲法であります。それは、その性質、關係等を、條文が、一々、規定してゐますから、即ち、成文である、文字に作り上げてある所の、一見し、誰にも能く分る憲法であります。

注意、日本の憲法は、前にも申した通り、第一章に天皇のことを掲げ、第二章に臣民の権利、義務、第三章に帝國議會、第四章に國務大臣と樞密顧問、第五章に司法、第六章に會計、第七章に補助を設けて、全篇七十六條からできてゐます。その中、天皇のことは、十七條條で、全部であります。帝國議會と、會計豫算のことは、相合して三十三條條、要するに、議會のことが、一番、多くの條文を含んでゐます。

これに對し、英國は、前段の分類から申せば、欽定憲法の國であります。かれも、尙、立憲帝政の國であります。その憲法には、日本のやうな、又、米、佛、獨のやうな、一定した、明白な、條文規定はない。つまり、それと同じ様な、整然たる、嚴然たる編成はないのであります。それは、時の必要に應じて、協定し、その協定を先例とし、習慣として、次第に積みかさねられたものであります。故に、習慣や、先例が、即ち憲法であり、その内容であり、標準でありますから、これを不成文の憲法と申します。但、近來の立憲國家は、大概、成文の憲法を有してゐます。

第三に、硬い憲法、軟かい憲法とも申します。と申すは、時代の進運に従ひ、その必要に應じて、自在に伸縮し、變化し得らるゝ憲法があるとするれば、それが軟かい質の憲法である。英國の憲法は、不成文法であり、習慣法であるだけ、稍やこれに近く、日本のは、整然たる成文の憲法であるだけ硬い質の憲法と申すことになりす。

思ふに、この分類は、つき詰めて申せば、改正の手續きの困難な憲法は硬い質の憲法であつて、その割合に容易な憲法は、軟かい質の憲法であるといふことになりませう。

日本の憲法は、御承知の通り、先づ天皇から發議し給ふて、勅令を以て、議會の議に附し、その三分の二以上の賛成を以て、改正さるゝのでありますから、改正の、最も困難な性質の憲法であります。米國のは議員の三分の二以上の賛成を要する外、更に、各州の三分の二以上の賛成を要するので、これも、面倒には相違ありませんけれど、既に十八回の禁酒法の挿入が、その十八回目の改正でありました。尤も、それを憲法に挿入したことに就ては、可否の議論がありません——改正を経て居ります。

英國のは、必らずしも改正するといふのでもありません、もとが、不成文でありますか

ら、一々、改正しなければならぬといふ必要がなく、解釋を、時代の必要に適合し得らるゝ様、伸縮ささるの趣意であつて、いよくその足らざる場合、その足らざる所だけを補ふのであります。

注意、硬い質の憲法と、軟かい質の憲法をくらべて、どちらが、いよかといふことは、人に由り、國に由り、時代に由り、意見が相違しませう。

日本に於て實際問題として、政府は、毎年巨額の豫算外の支拂ひをして居ります。が、憲法に依れば、豫算外の支出は、第七十條の、緊急の事情に依り、議會を開くことのできない場合にだけ限られてあります——備考二参照——然し、事實は、そんなに切迫しない場合でも、政府は、しばしば、多大の豫算外の支拂ひをしてゐます。それで、仕方がなく、責任支出といふ、わけの分らない名義を無理に思ひ出して、苦しい言ひ譯の間に、事後承諾を議會に求むる習慣になつて居りますが、こんな、憲法に本づかない支出は、決して責任支出でなくて、反對に、無責任の支出であります。それ故、私どもは、議員としてしばしば、これを咎めて参りましたが、この咎め方をする私どもは、硬

い憲法を、硬い憲法として、その條文、規定通りに守らんとする者で、これに反する政府のやり方と、その解釋振りは、硬い憲法を、軟かく解釋して、當座の便宜のため、憲法の實質を、ごまかさんとする者、少くとも、その嫌ひを言して居る者だといふことになりませう。

何も分らない議員なら、兎に角も、憲法の條文、性質を、よく解して居る者の、政府當局者としては、これに對し、容易ならぬ不安を感じられた場合があつたでせうし、その折々に、若し、これが、外國流の、軟かい質の憲法であつたなら、こんな、切ない、苦しい思ひをしなくても、濟むことをと、悶へられた折もあつたのであらうと、想察いたします。

尙、この點に就ては、米國流の見解を、附け加へて置くことも、便利であります。米國では、政府が、民間の私經濟に干渉せず、人民の力でできることは、これを人民の自由に任せて、政府の事業、權力の範圍を、成るべく小さく、少くする立て方の憲法を、硬い憲法或は組織と申し、これに反し、政府が、何でも、遠慮なしに、やれる、人民のためにな

ることとし思へば、進んで積極的に、やれる、それだけ政府の権限を大きくする流儀の立て方を、軟かい質の憲法若くば組織と申して居ります。前者の行き方は、所謂自由貿易主義の政府となり、後者の行き方は、所謂保護貿易主義の政府となります。米國では、民主黨が、前者のやうな方針を唱へ、共和黨が、後者のやうな主義、政策を唱へてゐますが、但、民主黨が、政府を取つたからとて、直に、自由貿易政策を、大膽に施行するといふわけには参りません。なぜなら、米國は、全體として、歴史的に、保護主義、干渉主義の國であります。それは、その憲法が、軟かい質、即ち、政府が、積極的に、干渉し得られる様に、できて居るからであります。

憲法の種類に關しては、大凡、此の二三點を知つて置かれたらばいゝでせう。

備考

(一) 憲法第七十三條

將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅令を以て議案を帝國議會の議に付すべし

此の場合に於て兩議院は各々其の議員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず

出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず

備考 (二) 憲法第七十條

公共の安全を保持するため緊急の需用ある場合に就て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むることを要す

第三章 生れながらの権利

権利といふ字が、目ざかりになるかも知れませんが、又、固くるしいやうな感じをもたせるかも知れませんが、暫らく辛抱して下さい。且、あまり固くるしい、ぎこつないものと思はないで、成るべく圓い、やさしいもの、やうに思ひまして、考へて下さい。

人には、何人にも、生れながらの希望といふものがあり、又、生長、發達といふものがあります。これは絶體的に其の人に固有のもので、其の人から、どうしても奪ふことのできず、成し得る限り、保護し、助長さるべき筋合のものであります。この、其の人から、奪ふことのできず。反つて他からも保護され、助長さるべき筋合のもので、即ち其の人の固有の権利であります。これは、人々の固有の権利である。ですから、皆さんも、皆、一様にこの権利を有して居られます。

権利といふことには、自由といふことが伴ひます。その自由といふことなしには、権利は存在しません。故に、自由のあることは、権利のあることの證據で、同時に、権利のあることは、自由の保たれて居る證據であります。明治の世の中になつてから、民権、自由といふことの、大へんに呼ばれたのは、日本國民が、この時になつてから、始めて権利といふ思想に、目ざめた證據と見られます。皆さんも、その権利を大切になさらねばなりません。就ては、それに自由が伴ふて居るかといふことを考へらるべきであります。同時に、自由とは何かといふことを考へらるべきであります。

とは申しますものゝ、その権利といふは、形の無いものであります。自由といふも、同じこと、共に、形の無いものであります。私どもは、この形の無いものを、確實に認めて、これにあてがれ、これを尊重し、萬一の場合には、死を賭しても、これを守るといふことができずか、これは、問題でありませう。私は、日本國民の、長い間の歴史と、御互の性格とに見て、これを問題といたします。

さりながら、それは、別の問題であります。倫理上、精神上の、哲學的、宗教的、思想的、研究を要する問題でありますから、これを他に譲るとしまして、政治上には、この、各人

固有の権利を、権利と認めて、法律的に、保護することにとめて居ります。これが、近代の政治の賜物であります。さて、その法律に依つて保護されて居る、各人固有の権利と申すは、

一、各人の身體の安全

であります。その保障であります。法律は、これを保護してゐます。

二、各人の旅行、營業の自由

であります。これ又、論はありますまい、

三、財産を私有するの権利

であります。昔を振り返つて見れば、この権利を、近代の政府が、保護して居る事實と、その恩恵が、明瞭であります。

四、思想、信仰の自由

であります。これ又、歴史を回顧して考へれば、鮮かでありませう。

所で、是等、固有の権利と、自由とが、保障されて居る、利益、効用と申せば、

一、身體の安全

これは、其の人の生命、身體、健康、及び名譽等に關し、他から些しも傷づけられず、満足に、安穩に、生活し得らるることを申しますので、昔は、これすら安全でありませんでした。されば一々例を擧ぐるまでもありませんこと、今では、若し、吾々の身體に、何か毀害を加へた者があれば、法律は、その毀害を癒す必要の費用を、加害者に命じて、其の人の安全を保障してゐます。私どもが、若し病氣に罹つて、醫者にかゝる費用の無い場合には、公立の病院で世話する筈、それだけの設備は、略ぼ整ふてゐます。何人も、私どもの名譽を傷つけることはできません、それも法律が固く守つてくれてゐます。この名譽は、生命よりも尊ぶ筈のもですが、日本では、それ程に、これを重んじない風のあるのは、遺憾に存じます。

注意、私は、名譽を毀損されたからとて、一々、裁判所に訴へ出で、その報償を求むることを、いゝ習慣とは思ひませんが、必要な場合、これを訴へるのは、己むを得ないこととし、さてその裁判所の手続きを、もつと、簡単にし、敏速に、取扱はるゝ様に致

したいと思ひます。それよりも、互に、他人の名譽、面目を尊重することにして、滅多なことを言はぬ様、書かぬ様、注意して遠慮することが、一層必要であると存じます。私の見る所、日本人は、あまりに自らを顧みないで他人の事のみを、悪しざまに言ひ過ぎる風があります。この風が改まらないと、法律が、いか程、鄭重に保護してくれやうとしても、殆んど取つく島がありますまいから。

二、旅行、營業の自由 私どもが、往きたい所に往き、見たいものを見、聞きたいものを聞き、學びたいことを學んで、すきな家業を営み得る等のことは、どうしても固有の權利であります。明治以前の日本には、職業の世襲といふことがあり、武士の家に生れた者は武士として、百姓の家に生れた者は百姓として、町人の家に生れた者は町人として、育つやうに、束縛されてゐました。今は、それが自由になつて、私どもは、現在の生活、境遇をたのしんで居ります。この解放的生活、境遇の變化が、今日の進歩した、盛運の日本を作り出したのであります。人は、どこまでも自由でなくてはなりません。

西洋の歴史には、よく、自國人と奴隸人との記事がありますけれど、日本の歴史には、些しもそれらの記事はありませんが。その記事の無つたのは、日本に、その様な奴隸人の無つたことを證明するものではありません。反つて、御互日本人の間に、自由人と曰ひ、奴隸人といふ類の區別に就て考へる思想の無つたことを證するものであります。現に、私どもは、娼妓といふ一種の奴隸人を今日にも有して居ります。私どもは、これらの問題に就て、もつと考ふべきであります。

三、財産の私有 とは、其の人の所有する財産を、その人の思ふまゝに、他人から干渉さるゝことなしに、使用し、且それから生ずる利益を、樂んで受け入れ、又、それを自由に處分することのできる權利を申しますので、昔は、この事も確實でありませんでした。但、今では、この私有權のことを、悪く言ふ人もあります。けれども、社會の組織が、現在の如くである限り、この權利は、勿論、重要な、欠ぐべからざるものであります。何人も、自分の生命を保護し、健康を維持するためには、それに必要な手段を有しなければな

りません。その手段が財産であります、その財産なしには、生命、身體を、安全に保護することは、どうしてもできませんから、財産の私有、その権利の自由といふことは、今日の場合に極めて大切であります。

四、思想信仰の自由 各人の身體の安全や、財産の安全や、旅行の自由等を保護しただけでは、まだ充分ではありません。國家、社會、公共の幸福に關しては、何人も、其の思想を自由に發表することを、保護されなくてはなりません。故に、言論、集會、出版の自由が、主張されるのでありますが、この事は、格別に、宗教の場合に大切であります。宗教は、誰が何と言はうとも、人の魂の一部、若くば全部であります。誰の心にも存して居る、内在の生命であります。従つて其の信仰、禮拜の方法は、各人の自由に、その適當と認むる所に一任されなくてはなりません。それに由つて冒す過ちは、——若しありとすれば——彼れ等人の、神に對する責任であつて、社會に對する責任ではありません。社會は有形のもの、信仰は無形のもの、無形の信仰は、無形の神に對し、大いなる影響を有し、

責任を有しますけれど、有形の社會には、直接、何等の影響を及ぼしません。若し及ぼすとなれば、その表面、外形の現れた何等かの方式に於てするのであつて、それは、決して、彼れの信仰そのものでも、又、その信仰に必要な條件でもありません。故に、彼をして、彼の信するまゝに、神に奉仕せしめ、神を禮拜せしめ、神と彼との關係を、精神的に、遺憾なく保有せしむべきであります。政府は、それを努むべきであり、又、近代の政府は、よく、それを努めて居ると申さるのであります。

但、信仰の名に於て、法律を侵してならないことは勿論であります。その外形に現れたものは、たとへ、信仰の名に於てしても、法律は、これを取締ります。尤も、外形に現れたとて、それが、秩序に觸れない限りは、自由である、たゞ、秩序といふ一段になつて、宗教的行動の或る部分が、法律に支配されるといふだけのこと、宗教が、その本質に於て、全く自由であるべきの理は、些しも妨げられないのであります。

以上をば、凡そ、生れつきの権利、固有の権利、その権利の價値、効用と申します。これは、世界を通じて、どつこにも、認められてゐます。故に、私どもは、日本に居る時の

み、日本の法律に依つて、此の権利を認められ、保護せらるゝのでなしに、外國に至つた場合でも、同様に保護せられます。これは、人の生れながらの権利ですから、いづこに至るとも、奪ふことのできない、人の生命から解放することのできないものであります。

私どもは、今、二十世紀の時代に生れ、この権利の、確實に保障された、文明の利益を、たのしんで居りますが、但、昔の昔には、この固有の権利が、権利と認められず、そのために、虐げられ、惱められた人が、幾百千人であつたか、更に、この権利を、権利として獲得せんがため、擴張せんがため、一代の榮譽、富貴、功名、利得を棄て、妻子、眷屬を路頭に迷はせ、自己の生命を賭して、悪戦し、苦闘し、時としては犠牲に供し、たまには、成功したけれど、多くは失敗した義勇の士が、古今、幾百千人あつたかも、憶ひ見るべきである。心あるもの、描いた各國の歴史は、相當に、これを傳へて居るのでありますから、私どもは、現時の生活に安んずると共に、先人の苦を憶ひ起し、その功勞に感謝すべきであります。同時にこれを失墜せざる様に注意し、成し得れば、更に、擴張し、伸達して、後世子孫のため、住み易き、よき自由の天地を開拓すべきであります。

第四章 生れながらの義務

義務といふ字も、亦、目ざはりになるか知れませんが、但、権利といふ字ほどではありますまい。

人には、生れながらの権利のある如く、亦生れながらの義務もあります。これは兩方付き物であります、互に離るべからざるものであります。喩へば、裏と表との如く、陰と、日向の如きものでせう、ですから、権利の在る所には、必らず義務があり、義務のある所には、必らず権利があり、権利だけあつて、義務のないものはなく、義務だけあつて、権利のないものはありません。明治以後の日本國民は、どちらかといへば、権利の方を言ひ過ぎて、義務の方を顧みない傾きがございませう。私は、その義務の方を、もつと言ひたい、言はねばならないと思ふて居る者であります。

そこで、その義務は、大體二つに別れます(一)國家に對する義務(二)隣人に對する

義務であります。國家に對する義務は、即ち政治上の義務となり。隣人に對する義務は、即ち社會上の義務となりますが、これらの義務は又、法律上の義務、生産上の義務、道徳上の義務ともなります。人は、生れながらにして、此の種類の、いく多の義務を負ふて居る者であります。

一、國家に對する義務　その重なるものは、納税の義務、徴兵の義務、又選挙の義務等でありませう。一括して申せば、その政府を、よく生長させ、發達させるために、銘々の分を確實につくすことでもあります。それには、其の政府の性質を知つて居ねばなりません。其の對外の方針、並びに對内の方針を知つて居ねばなりません。其の光輝ある歴史の要領を知つて居らねばなりません、其の政府と、國運とを支持する、有力な政黨の、主張しつゝある主義、政策等を知つて居らねばなりません、これらを知つて、怠らず、銘々の務めをつくすことが、善良なる市民の責任であり、特權であります。ですから、選挙の時には、したしく、選挙場に出かけ、その信する最上の人に投票するのが、善良なる市民の

義務であります。且、その自治體たる市町村が、その社會の幸福、利益のため必要とする場合には、たとへ忙がしい商賣、仕事をして居る人でも、それを忍んで、或は市會議員となり、或は町村會議員となり、その特別の議員となり、つぶやかず、嫌がらずに、奉公せねばなりません。

備考、英國の市會議員は、總て無報酬であります。一八八九年、倫敦市會の最初にできた時の、公園の改良、擴張に關する特別委員は、一年の間に、二百十二回の委員會を開いた程でありました。以て、彼等が、いかに、誠實に、私を去て、奉公したか、その一斑を窺はれませう。

さりながら、人が、政治上の義務をつくすだけで、其の外の義務をつくさないなら、そこに進歩はありません、發達はありません、その社會は停滯して、死んだ水の如く、そこにある、種々の機關は、だんくんに衰退して、死滅して了ふであります。私は、此の一節の話を、そつくり、スマスに借りて居るのでありますが、日本の人は、政治にのみ、重きを置く癖があります。政治にのみ重きを置いて、政治さへ宜しければ、それでいゝ、そ

れで國家はよくなるのである、政治に力を盡さねばならない、近代の青年は、政治に冷淡で、兎角、國家の事を疎そかにするから困ると、批評されるのでありますが、スミスに従へば、政治につくすだけでは足りない、それだけでは、國の文明は進歩しない、發達しない、もつと、其の外の事にも、方々に力を盡さねばならないと主張し、米人等はその通り數へられつゝあるのであります。そこに、彼と、我との理解、概念の著るしい懸隔がありませう、私どもは、此の懸隔にも注意せねばなりません。

然らば、それは、どうするのであるかと申せば、世間には、自分だけの利益、慾得等に耽つて、他人の權利と、面目、正義を、何とも思はない人がありませう、自分の利得のためには、他人のそれを奪ふことをも、踏みこむことをも、平氣でやる人がありませう、夜もろく／＼眠らずに、法律をくゞらうと工夫する人がありませう、その知慧と、技倆と、金と、力を、自分の都合と便利を圖るための法律の製造に費す人がありませう、道義を無視し、人情をもなみした種類の商賣を營み、利益を圖らんとする人もありませう、こんな人が、残念ながら、世間には少數でありませぬから、私どもは、社會上、法律上、道

徳上、又、生産上の諸般の義務を、誠實に合せつくし、以上のやうな人々の、料見違ひの態度、行動に因つて起る幣害を、除去し、縮少し、改良することのため、各々、つとめねばならないのであります。力を盡して、國家のみか、社會と家庭、個人の、利益、幸福を完ふすることに努めねばならないのであります。

二、社會上の義務　これは人道の發達に關係のある總てのつとめを申しますので、例へば、無學、無筆、の者が多くなり、「分らず屋」があり、且、貧乏とか、疫病とか、それから起る罪惡とかいつた様なことが、いづれの社會にも絶えませんが、これらの數限りない幣害を除くにつとめないと、國の政治、政府は、その根底から崩されて了ひます、それで、難儀、貧乏を少くし、若くば、これを宥め、和らげやうとする計畫、「分らず屋」を無くし、罪惡を防止せよとする類の運動が、どこにも、こゝにも起つて居るのであります。私どもは、これを助けねばなりません、私どもは、青年會、或は慈善團體の如きを助け、勞働者に職を與へんとする企業を助け、所謂貧民に、援助の手を伸ばすことであり

ます。

三、生産上の義務、但人は、人の世話になる筈のものでありません、人は、皆、自分で、自分の生活を営むべき筈の者であります、世界は、人に、其の生活の資を供給してゐます、少くとも其の機会を與へてゐます、人は、銘々にそれを捉まへて、拙き出し、利用すべきであります。子供の時代に、たゞ、知識を學ぶだけでは足りません、産業に就て學ぶべきであります。この産業の教育、或は實業の教育といふことは、日本に於て、やゝ忘れられて居る傾きがありますが、人は、誰しも、この産業の教育を習ひ覺えて、自分で、暮らし得らるゝ途と、位地とを見出し、但、生長の後には、自分に屬する家族、子供等のため、その生活、勉學の資を供する責任と義務があります。

四、法的義務、私どもは、他人に對し、法的に縛られた義務があります。親と子との關係を、法的關係、義務だといふことは、穩當でありませんが、それでも子供を育

つるは、親の義務ですから、若し其の子供を小學校に入れない親があれば、法律に依つて咎められます。故に、親は、子供に學問をさすべく、法律に依つても縛られて居るのであります。先生と弟子との關係は、親子の關係よりも、一層法的な所があり。雇ひ主と雇はるゝ者との關係は、全然法的でありませう。借り手と貸手の關係は、尙更であります。今や、我が日本にも、陪審制度ができました。私どもは、陪審官となる義務があり、場合に依つては、裁判所に訴へても、自分の財産、名譽を保護する義務があり、前に申しました納税のことも、私どもの、大切な、法的義務の一種であります。

注意、財産の保護は、生命の保護と共に、國家の最大義務で、従つて、私どもは、政府に依つて、確實に保護され、一錢たりとも、政府に取り上げ、又、他人に供與さるゝことは、できない譯でありますけれど、さりながら、収入なしには、國家は、一日といへども、生存することはできません。その生存を支持することは、各人の義務である、且、その國家の生存は、各人の生存よりも、より多く必要のあることである。故に、國家は、各人の収入から取り立て、その収入を充たし、計畫を立て、生存を完ふする權

利がある。これを租税と申す、租税を納むることは、即ち、その國民の、生れながらの義務であります。

五、道徳上の義務 宗教及び道徳は、國家を作り、國家を動かす、最大の要素であります。よく、道徳の標準は、時代に依つて異なると思しますが、それは、如何様に異なりましても、道徳の無くして立つ國家、無くてもいふ時代はありません。今日に於ては、感化院や、矯正院や、監獄などは、學校、寺院、教會、青年會等と同様、大切な機關であります。裁判所は、正直者の、正直な働きに原因する混雜よりも、不正直者の、惡がしこい、たくみから起る悶着を治めることに、多くの時間をかけてゐます。若し、私どもの間に、孔子の教へられた、己れの欲せざる所は、人にも施す勿れとの趣意が、普及して居れば、總ての人の間に、常に正しく、正しきことを爲すといふ心がけが、徹底して居れば、こんな現象は、自然に改善せらるゝのであります。

要するに、私どもは、生れながらの權利があると共に、又、義務があります。私ども

は、その範圍を知り、性質を知り、これに應ずる心がけを、常時、忘れてはなりません。それでないと、私どもは、人になれません、本當の國民になれません、よき親になれず、よき子になれず、又、よき朋友になれません、それでは、私どもは、生きて甲斐なき、無用の長物であります。私どもは、無用の長物となつてはなりません、必らず、吾が家を興し、この國を富まし、世界の文明、平和、發達、福祉に貢献する有用の人物とならねばなりません、それには、生れながらの權利と、生れながらの義務とを、よく辨へ、その國のため、その社會のため、必らず應分の奉仕をなすべきであります。

第五章 自由といふこと

私は、自由といふ字を、たびく用ひました。然しながら、自由とは、一體如何なる意味のことですか、はつきりして居る様で、充分、はつきりしてゐないのは、この言葉でせう。昔は、リーベルは「自由の原理」を著して、自由に関する、古今の定義數十種をかかげ、それに對して一々その、缺點を指摘し、かうでもない、あゝでもない、實に、誤りだらけの定義である、殆んど完全なものが見當らないと批評しました。皆さんは、どうですか、既にその完全なる定義、理解、概念を有してゐられますか、一つ考へて下さい。それで、手取り早く、リーベルの撰んだ解釋、どれにも、これにも満足し得ない中から、これならば、やゝ穩當である。殆んど批難の打ち様がないとして、彼の稱揚しました定義は、次の例であります。

自由とは、人が、その欲する所を、他人の權利を侵害しないで爲し得る力である。その根底には自然があり、その法則には正義があり、その保護には法律があり、その道徳上の基準は、己れ人にせられんと思ふ如く、人にもその如く爲せよ、である
と、彼は、この定義を擧げて、彼の見た、彼の満足する、比較的第一等の定義であると申します。

皆さんは、どう思はれますか、私は、成る程、これは面白い定義である、これならば、世界の人々が、あこがれて得んと求むる筈である。これを我が國に行ふても、何の差さばりがなく、又、非常に利益があり、必要があると思ひました。
さりながら、この自由の意味は、我が國人の、普通に考へて居る意味とは異なります。私が見る所、我が國人の多くは、自由といふことを、我がまゝ、勝手に、いふことに解してゐます。ですから、他人が、迷惑をするか、しないかに頓着なく、自分の勝手に爲し得ることが、即ち自由であると解し、今は、自由の世の中であるから、吾々は、誰に遠慮もなく、この勝手の振舞を爲し得ると、多くの人は解して居る様であります。近く例を求むれば、汽車に乗つた場合の乗客心理であります。

そこに広い場所を、占領することは、早く乗り込んだ者の権利である、自由であるとして、荷物を積み、毛布をひろげ、足こしを伸ばして、悠々として寝込んで居る。後から乗った人は、腰かくる尺寸の餘裕がなくて、釣皮のない通路に、ゆられ、困却しながら立つて居るけれども、先の客は平氣である、平氣に看すまして、寝返りを打つて居るといふ有様、それが、今日の乗客心理である。車掌の注意が、よほど進んで、よくなつたとは申しましても、尙、この種の無遠慮、無作法なる乗客は所在に横たはつてゐます。彼等の、心理状態は、これを、その権利、早い者がちに、公許せられた自由の原理と思つて居るのでありませう。汽車のことは、その一例である、私どもは、これに類した態度と、習慣とを、到る所に發見します。私は、今日の社會を、略ぼ斯様な社會であると概観してゐます。

どうして、この社會の陋風を改めますか。それは、彼等に、その自由の觀念を改めさせることでありませう、自由といふは、いゝことである、大切なことである。その真正なる自由の獲得のためには、死を賭しても戦はねばならないことでもあります。然しながら、それ

は、真正なる自由のためには、誤つたる自由のためにはありません、誤つた自由の主張は、真正なる自由の敵である。死を以て、真正な自由を守らんとする私どもは、又、死を以て、誤つた自由を排斥しなければなりません。

その誤つた自由と申すは、前に申した通り、自由は勝手である。故に、吾々は勝手に振舞ふと申して居る所の、奇怪な風習と概念であります。私どもは、どうかして、この概念と風習とを破らねばなりません、それは、自由は、決して我まゝではない、他人の権利を侵さない程度に、自分の欲する所を、自然に依り、正義に依り、法律に守られ、道徳に率ひられて爲すことであるといふ、リーベルの解釋、リーベルのではない、佛國の、第二革命當時の、憲法の解釋に返るのであります。それには、他人といふことを深く思はねばなりません。自分もゐるが、他人もゐる、相寄つて社會を成して居る、社會は共同のための社會である。自分一人のための社會ではないと、先づ社會の本質を顧ることでありませう。吾々は社會に依つて利益して居る、吾々が、今日の、ゆたかな、生活を樂んで居るの

唯一人の自分であつたなら、決して今日のやうな、ゆたかな、愉快な生活を送ることはできないのであると、社會の徳を思ふべきであります。さうなれば、吾々は、社會を尊び、社會に頼る様な、和らぎある、慎ましい心持になり、獨り、得手勝手の我まゝを、無作法にも、公衆の前に演ずる、不遜、没徳の人にはならないでせう。

よく、それは、基督教の教へる所である、基督教に依らなければ、その様な、寛仁、公平の人にはなれないと説く人がありますが、若しさうならば、基督教になるべきでありませぬ。些しも基督教を嫌忌すべきではありませんが、然しながら、西洋人の、自由といひ、平等といふ類の思想は、必ずしも獨り基督教に依つて培はれ、引き伸ばされたものでありません、それによつて、引き伸ばされた部分も、無論にあります。その以前からも、有つたものであります。例へば、「基督教と自由」と題する、博士エー、ゼー、カーライルの著に依れば、

人は自由であるが、同時に平等である。彼等は平等であるから、又自由でもあり得る、若し個人的自由の教理が緊要であるなら、人間平等の教理は、尙更緊要である、新約聖

書と、基督教の傳統的教へはその双方である、

と、説いてゐますが、同時に、彼は、次の如くに説いてゐます。

さりながら、この教理を、基督教の發見であるとし、又は、基督教徒の主唱したものであるとするには、注意を要する。それに反し、人間平等の教理の、西部歐洲に夙くから存在してゐたのを、基督教者が、發見したのは、明らかかなことである、

と、彼は、かく斷定するために、第一にシロセを挙げ、第二にセネカを挙げ、その論旨を引用してゐますが、シロセとセネカは、文學者であり、哲學者である。故に、その主張を、單なる文學上、修辭上の説明に過ぎないと貶する者のあらんことを虞れて、第三に、羅馬法を挙げ、特に、第二世紀の、法律家アルピアンを、代表者として挙げ、當時の社會に、人間平等の觀念が、如何に盛んであつたか、その様な取り扱ひ方が、法律の中に、どの程度に認められてゐたかを證明してゐます。私は、御面倒と思ひ、その文學を、こゝに紹介いたしませんけれど、その様な思想が、基督教の布及以前から、西歐の社會に傳説されてゐたことは、事實でありませう、その様に思はれます。

その、基督教以前の、西歐の思想と、基督教以後の、西歐の思想の變遷、或は、發達に就ては、何を語らないとしても、東洋に於る孔子の教への一節に就ては、反つて語つて置く必要がありませう。

私は、孔子の教への「仁」といふ思想が、こゝに申す、自由の思想に、よく類して居ると思ふて居ります。それは、意外であると思はるゝ方が少くないでせう、就ては、仁に關する孔子の教へを、回想して下さい。

孔子は、その一の弟子顔淵に向つて、仁を次の如く説かれました。
子曰く、己れに克つて禮に復へるを仁と爲す。

自由の、他人の權利を侵すなど教へるのは、こゝで申す所の、己れに克つこととせう、己れに克たなければ、他人と共に、共同の善を爲すことはできません。その共同の善が、禮、或は禮の本とせう。

一日、己れに克つて禮に復へれば、天下仁に歸す、仁を爲すは己れに由るのみ、人に由らんや

自由も、己れ一人できること、これを守り、これを伸ぶるには、何も他人に由る必要は無いこととあります。

仁とは、かくの如き性質のものである。然らばその効用はと問へば、孔子は、水火よりも甚しと教へて居られます。仁は、水火よりも必要のものだと教へらる、自由も、水火よりも必要のものでせう。

この水火よりも甚しとの教へに、程子等は、註して、

民の水火に於る、それに頼つて生くるのであるから、一日も無くてならないものであるが、仁も亦その通りである。たゞ、水火は外であるが、仁は己れに在る、水火が無ければとて、それは、人の身を害するに過ぎないけれど、仁がなければ、自分の心を失くするわけである、是れ仁の水火以上に、一日も無くてはならないわけである。その上、水火は、時として人を殺すことがあるが、仁は、未だ嘗て人を殺したことがない、して見れば、何を憚かつて仁を爲さないか、大いに進んで爲すべきである、と申してゐます。私は、自由は、即ち、かくの如きものであらうと解します。

更に、第三の説を掲げませう、子夏が、孔子に對し、

私は、人の、私に、かれこれ干渉することを欲しませんから、私も、人に、かれこれ干渉することをしまいと思ひます。と、申しました時、

孔子は、子貢よ、汝の及ぶ所では無いと申されました。

なぜ、子貢の及ぶ所でないかと言へば、これは、仁であるからであります。註者は、

これ仁者の事、勉強を待たず、——勉強だけでは、追いつかん、

と申してゐます。子貢の述べた所の、自由の心は、即ち、前に掲げた自由の定義と、

よく一致して居りませう。たゞ、その自由は、容易に得られません、孔子の、汝の及ぶ所

に非ず、と申された仁の境と同じことでもあります。

これを要するに、夫れ仁者は、己れ立たんと欲して人を立て、己れ達せんと欲して人を達する者であります。自由人も、亦その通り、己れ立たんと欲して人を立て、己れ達せんと欲して人を達する者であります。私は、仁と自由とを、東西同じ意味の思想であると信じます。

この思想、東西、古くから致へられてゐて未だ達せられません、私どもは、一大奮發、一大勢力を要します。私どもの、自由を得、仁に達した時、私どもの政治は、至善の境に達するのであります。

今は、未だその至善の境に達してゐませんから、私どもは、もがき、求むるのであります。が、それには、先づ私どもの心を磨き、修むる必要があります。若し、私どもが、我がまま、勝手に、理想と致してゐますなら、日に、あらぬ方面に背馳しますばかり、決してその至善の境に達し得られません。事實、私どもは、自由を求むると稱しつつ、自由でない方向に奔りつゝあるのでありませう。

第六章 間違つた愛國心

この一章は、前篇にも申した、英人アーノルド、フォスターの「市民讀本」から譯します。この本は、今から三十八九年の前、私が、初めて東京に出て、英語の本を習ひかけた頃に讀んだものであります。いろいろ、簡単な訓へと、事實が、書いてあり、いづれも感服して讀みました。西洋に、この種の讀本があるといふことも、この時初めて知りましたので、然も、彼等の教育は、なかく行き届いて居る、我が國の教育は、何といつても、靡る幼稚なものだと、且耻ぢ、且嘆ぜざるを得なかつたのであります。今も尙、當時の感じを、まざくと想ひ起します。

さりながら、愛國心にも、誤つた、悪い方面がある、能く知つて置かねばならない。諸君は、時折り、英國人が、出先の外國で、爲した事は、總て常に緩けねばならない。それが、善いことだつたらうか、悪いことだつたらうかは別として、たゞ、英國人

の爲した事だから、助けねばならないとの話を聞いたでせう。これは間違つたことであり、その結果は、吾々を、悶着と難儀に導くものである。英人が、英人の爲したことだといふわけで、その悪かつた行ひをも稱揚し、若くはそれを看迷しにする、それを、正しいことだと考へるなら、佛蘭西人も、獨逸人も、その同國人が、間違つたことをし、悪いことをした時に、やつぱり同様な考へをするであらう。

それでは、英國、獨逸、佛蘭西といったやうな大國が、間違つた愛國心から、悪い事を、世界の各地に向つて、助けて、爲さしむることにならう。

更に、諸君に申して置きたいことは、いさんで戦争に出かけることのみが、常に本當の愛國心では無いといふことである。時としては、御互ひの友達、近所の知り合が、皆、戦争に賛成しても、その間に立つて、平和を主張することが、戰場に進んで戦ふよりも、もつと本當に勇ましい、本當の愛國心だと認められる場合がある。

ジョージ三世の時——一七六〇年より一八二〇年に至る——國王陛下も、議會も、米國に移住した英國人を、彼等の希望に反對し、彼等の意見を聞くことなしに治めようとされ

た。
植民人が——米國に在る英人のことを指します、本國の英人等は、彼等を常にかく稱してゐました——自分達の代表者を出してゐない議會の議決には従はないと、その服従を拒んだ時、國王も、議會も、さらばと、戦ひを宣して、彼等を屈服せしむべく、軍隊を送られたのである。

さりながら、大西洋の彼方に在る植民人に、その代表者を出して、議事に参加させたことのない議會の議決、その法律に服従せしむることが、果して正義、公道であらうかと疑ふ者が、英人中にも、いく人かあつて、國王と、議會の多數が、反対であるに拘らず、彼等植民人にも、本國人同等の権利を得させたいと、勇氣を揮つて、公然、言明する者が現るゝに至つた。

それらの中、最大の人物が、エドモンドバークであつた。その有名な著述は、諸君が、他日讀まれんことを望んで置く。彼の、友人の多くは、戦争に盡力してゐたが、彼れ自身は、宮中の信用をまで、全く失ふたるに拘はらず、くり返しく、平和の必要を叫んだ。

不運にして、彼の演説には耳を假す人が無く、不幸にも、戦争の叫びに、民衆が躍り立つた。戦ひは進んだ、植民人は、國軍に反抗して、これを破り、到頭、諸君の知らぬ通り、彼等は、英國の支配から離れて、彼等の政府を打ち建て、獨立の國家を組織した、その國家こそ、今日の「アメリカ合衆國」である。

若し、エドモンドバークの賢明な意見に従つてゐたら、英國と、合衆國との間は、どうなつたであらうかと明言することは不可能であるが、さりながら、たゞ一點だけは、極めてたしかである。それは不正の戦争に依つて惹き起された、總ての苦みと嘆きとは、避け得られたであらう、及び戦争後、長い間、英國の英人と、合衆國の英人との間につゞいた、憎しみと不安の情は、起らずに済んだであらうことは、たしかである。

幸にして、その頃の、反目の情は、今はすつかり忘れられ、英國と合衆國の間には、友誼と、兄弟の情が漲つて居るけれど、さりながら、若しバークの平和の叫びが當時に聴かてゐたら、一層仕合せだつたらうにと、今日の人は、皆思ふ所である。こゝに、吾々は、彼を、本當の愛國者であつたと思ふ。なぜなら、彼は、その不正、不義と考ふる所の

ものを助けることはできないと、天下に向つて公言する勇氣を有してゐたからである。

これに依つて、諸君は、その愛國心を表現するに、幾多の方法のあることを知られたであらう。同時に、諸君は、その間違つたものと、本當のものとを區別することが、どんなに必要であるかをも知られたであらう。

私は、以上のやうな材料の取り扱ひ方、又、數へ方を、今日の日本にも、極めて必要だらうと思ふて居ります。

第一に、日本人のした事だから、いゝ事である、間違ひは無いとする思想は、かなり深く、日本人の習慣に喰ひ入り、日本人の信念を支配してゐます。

第二に、日本人のした事にも、間違ひがあるかも知れないけれど、それを詮議する必要はない。それは、間違つてゐても、保護してやらねばならない、理が非でも、彼等のした事は常に保護し、援助すべきであるとの意見、運動は、絶えず御互の間に在ります。

これらの人々は、皆、以上の教へに、教へらるべき方々であります。啓蒙の資を何ほどか、この中から見出さるべきでありませう。「子供の喧嘩に親が出る」といふ説は、この場

合にも適用せらるゝ筈、出る親は、兎角に、我が子供のなした事を正しいとし、間違つてゐなかつたとし、他の子供の爲した事を、間違つてゐた、正しくなかつたとするのであります。これは、能く考へらるべきであります。私どもは、愛する自分の子供にくらべながらも、尙、他の子供の正しかつたことを認める。總明の心と、理智の働き、公正の判断とがなくてはなりません。それがあれば、日本人と、外國人との間に起つた争ひに關しても、一概に、日本人を正しいとせず、正しい場合もあらうけれど、正しくない場合もある、慎重に觀察すべきであるとの、公明な批判的態度をもつことができませう。それでこそ、譯の分つた親である、正義、公道を重んずる國家である、私どもは、譯の分つた親とならねばなりません。その如く、正義に依つて立ち、公道に従つて進む國家、國民とならねばなりません。それには、以上のフォスターのやうな教へ方、材料の取り扱ひ方が、極めて必要であると思ふのであります。

注意、尙、御注意下さい。私は、以上の話を、殆んど過去の事、餘所の事、今日の日本には、適用の無い事のやうに説いたかも知れませんが、けれども、今日の日本には、臺

灣、朝鮮の關係があります。當時のアメリカには、議會がなかつた、議員がなかつた、英國國民は、議員を議會に出して、法律の制定に参加し、且、租税の賦課、負擔の協議に参加するのが、既往の習慣であり、既得の權利である。アメリカに在る英人に、この權利と習慣とを認めないで、獨り英國の議員、議會のみで、議決した法律を吾等に強ひ、その結果としての租税を吾等に課するのは、どういふ譯か、吾等は、それを遵奉し、それで服従する義務は無いと申したので、當時のアメリカ英人の主張が、今日に於ては、そこに眞理があると、普通に認められて居るのであります。然らば朝鮮、臺灣に對する日本の政府は、どうなつて居りますか、日本は議會政治の國でありますか、臺灣、朝鮮も、その通り、議會で治めらるゝ國になつて居りますか、それは既にどの程度にまで發達して居りますか、そゝろに考ふべきであります。

さすれば、以上の教材は、獨り歴史上の、他國の事のみには止まらず、直接に、日本にも適用せらるゝ必要の事柄とも思はるゝのであります。私どもは、常に、廣い心がけて内外の事を、思ひ慮はからねばなりません。

第七章 婦人參政權

婦人參政權のことも、考へねばなりません。それを考へないで、終つては、本書は、あまりに不備であります。

私は、婦人參政權を、當然のことであると信じてゐます。故に、それは、早晚、與へらるゝと信じてゐますが、但、婦人方に對しては、お焦りなさるゝと勸告いたします。日本では、特に、考慮なさるべき問題があると、一條の注意を加へたいと存じます。

先づその注意すべき事情の方から申しますと、我が國の、議會の開院式には、御承知の通り、皇后陛下は、きまつて、御行啓なされません。御行幸なさるのは、天皇陛下だけあります。これが、英國でありますと、國王、皇后、兩陛下、お揃ひで、行幸せられ、相駢んで、その高き所に立ち、開院の勅語を賜ふ習ひでありますから——その時にも、陛下は、皇后陛下を先に立て、壇に上られます——日本と英國との、この場合の習慣は、既

に、明かに異なつて居ります。言ひ換へれば、彼れ英國の、男女復本位の思想と、習慣とは、此の場合にも認めらるゝことになつて居りますが、日本の思想と習慣とは、これを、この場合、即ち、政治上の國務の場合に認めないことになつて居るのであります。私どもは、此の著るしい相違の存する、特別の事情に、深く注意しなければなりません。くどく、申し述べる必要は無いことですが、我が皇后陛下は、學校に行啓し給ひ、赤字社に行啓し給ひ、愛國婦人會に行啓し給ひ、その他、これに類したやうな、公私の會合に、しばしば行啓し給ひますが、獨り議會には行啓し給ひません。この事實は、政治に對する、我が國の見方と、その實際が、西洋のそれと、やゝ異なつて居ることを證するものであります。その理由が何であるか、その趣意が何であるか、我が國の婦人參政權論者は、これを、特種の我が國振りとして、先づ考へらるゝ必要が有ります。

次に、婦人參政權を、當然のことと主張する、私の理解に移れば、國家は男女を以て成り立つて居る。男子だけで成り立つて居るのではない、と、いふ、此の普通の事實を認むるに過ぎません。既に男女を以て成り立つて居たから、婦人にも、男子と同様の權利を與

るべきである、と、理窟づけるのであります。私は、たゞ、この事實と、道理の上に、婦人參政權を主張する者で、従つて、その理論は、至つて簡單であります。然しながら、簡單だから、不足といふことはありません。御覽なさい、誰が、この簡單な主張を否定しますかを、簡單に主張し得らるゝ此の事實と、道理の中に、百世易ふことのできない婦人參政權の根據があるのであります。

とは云へ、習慣も、一つの事實であり、又、道理である。日本は、多年、この習慣を是認すべく教へられた、否、この習慣を啓導すべき教へが、教へられたのである。儒教がそれであつたと謂はるゝ方がありませう。その方々に對しては、私は、尙申します。

古への明德を天下に明かにせんと欲する者は、先づ其の國を治めた。先づ其の國を治めんと欲する者は、先づ其の家を齊へた。其の家を齊へんと欲する者は、先づ其の身を修めた。

と、孔子さんは、大學に教へて居られますから、それに依れば、家を齊へることは、國を治むるの初めである、家が齊つて、始めて國が治まる、家が齊はなくては、國は治まら

ないぞ、と、いふことになる。孔子の教へは、決して、婦人を政治の外に斥けられたのではありません。反つて、夫婦相和して、家を齊へる如く、男女相携へて、國を治めよと教へられたものであります。私は、孔子の教へを、かく解することに、寸分の疑ひを有ちません。婦人を政治の外に斥けた、日本の習慣は、この點に於て、孔子の教へを穿き違へてゐたものであらうと存じます。

次に、お焦りなさるな、と、申す段に移れば、物には順序があります。何人も、初めから大學にとび込むことはできません。小學校から、中學校へ、中學から高等學校へ、高等學校から大學へ、と、次第に順序を経て進むのであります。その如く、婦人の參政も、若干の歳月をかけ、相當の修養、訓練、經驗をかかえて、進むべきであります。

且、これには、西洋の例もあります、彼等は、一足とびに進んだのではなく、古くから、そこに進んでゐたのでもなく、最近に、漸く、そこにたどりついたのであります。

事實は、英國の婦人の參政權——中央議會に對する權利のことを申します——は、一九一八年、即ち今から八年の前に實施せられ、獨逸のそれわ、一九一八年、その敗戦後の、

改造の機會に、急々に制定され、米國のそれは、一九二〇年から實施せられたのであります。言葉を足せば、これら歐米の大國の、婦人參政權は、いづれも、大戦争の副産物として、先般の大戦争の後に與へられたのであります。即ち、皆、未だ十年も経たない、最近の生産であります。

且こんな譯合ですから、獨り日本の婦人のみが、ひどく、世界の進運に、立ちおくれ居らるるわけでないのです。私の、お焦りなさると申す所以であります。

とは云へ、婦人方が、その權利を獲得なさる爲め、不斷に努力せらるゝことは、私としても固より同意であります。顧みれば、英米の婦人も、このためには、長い間の苦心、努力を拂ひました、中には獄に入れらるゝことを覺期で、亂暴した者もあり、中には、どうして、獄に入れらるゝのか、正當の權利に依り、正當の場所で、行動をし、示威をした者を、どうして拘禁せらるゝか、その理由が分らないと抗論した者もありましたが、何にせよ、長い間、もがいて、争はれたのであります。

日本の婦人達も、將來、かくの如き争ひを爲されるものか、その必要のあるものか、無

いものかを、私は、豫測いたし兼ますけれど、尙、その目的に就ては、一言いたして置きたい。

それは、母として求めらるゝ、即ち、母として、次の代の子女を、健全に、有要に、育て上げる必要のため、求めらるゝのであります。獨身の者として、男まさりのお轉婆として、身勝手の慾を果さんため、求めらるゝのでありません。例へば、英國で、アゾール侯爵夫人が、議員に當選せられた時、あなたは、どうして、何の必要があつて、議員になられたのですか、と問ふた者があります。夫人は、これに答へて、母たるがため、子女の教養のため、全力を盡さんとの希望から、と、申されました、それが、夫人の精一杯の望み、間もなく、その精神と、識見が認められ、保守黨内閣の、文部次官に擧げられました。誰も、彼も、次官に擧げらるゝか、どうかは、別として、婦人參政權を主張する者は、誰も、この母としての立ち場を、擁護し、擴張することに、誠實、熱心であるべきであります。それから、競馬に出る馬は、その前に訓練される。訓練されてから始めて競馬に出る、參政權を得るためには、婦人方の、教育を勵まれねばならないことは、勿論であります。

その中にも、算術、數學を、特に、お勵み下さい。婦人は、概して、計算上の知識が乏しいと謂はれます。我が日本の婦人に、特に、その傾向が有りはしますまいか——甚だ失禮ですけれど——國にも、家にも、大切な事は、計算上の知識であります。この知識なしには、家の事は、満足に齊へられません、國の事も、満足に齊へられません、のみであります。すまい、計算上の知識なしには、國家の事は、殆んど分らないものでせう、どうぞ、この知識を訓練して、男子に劣らぬ様、男子を凌駕する様、進歩することに努めて下さい。獨り、計算に明るいのみでなく、財を殖し、財を調達するとの技能も大切であります。今日の政黨に、幅を利かせて居る者は、皆、その財を作るに明るい人達でありますから、皆さんが、若しも、その財を作ることには敏くなられないなら、たとへ、議員となり、政黨に列せられても、伴食たり、陣笠たるに止まり、樞機に參せらるゝとはできないでせう。勿論、それは、選舉に、多額の資金を要する、現今の流弊にも因ることですけれど、それが、如何に、清く、改めらるゝ年があつても、選舉に、一萬圓前後の費用を要することは、先づ常久の法則と見ねばなりません。さすれば、矢張り、金が必要である、財利に敏い

者が必要である。怕らく、その財利の工夫の敏活でない人は、議員に當選することすらも、爲し得られないでせう。

例へば、よく聞く例へである、男女相扶けて、一家を成して居るが、その暮し向きの収入は、總て男子持であるから、そこには、本當の男女の平等は無い、と、私は、夫婦、一家の關係を「金」を以て量ることに、不賛成であります。絶體に、これを否認する者でありますけれど、一家の中にすら、尙、この嘆きがあります。まして、一家の如き、親密なる情交の關係がなくて、他の權勢、功名、利達の野心のみがある。政黨同志者の内輪に、金錢が、非常の幅を利かしつゝあることは、怪むに足らない人情の傾向であります。婦人の議員にして、若しその一員となられ、この間の實情を具さに承知されたら、或は、びつくりして、失神なさることがあるかも知れません。

兎に角、議員には、金が要るものである。政黨には、金が要るものである、國家への奉仕は、一片の赤誠だけではできない、それも、要素であるけれど「金」も要素である、「金」なしには、その赤誠が、存外、効を奏しない場合がある、それだけ、計算に明かで、財利

に敏でなければならぬ。私は、婦人方が、計算の學に、殊に熱心であられんことを望みます。權利は魂である、金錢は肉である、肉だけでは役に立たないが、魂だけでも可けない。魂と、肉と、相待つて、びつたり化合した時、生命の活動は生ずる、婦人の参政權を活かすものは、婦人の智慧であり、見識であり、氣力であり、忍耐強き奉仕の信念であるが、同時に、財利の事にも、一段の手腕と、才幹がなければならぬ。婦人諸人は、眞劍に、これらに注意し、努めらるゝであります。

早や 政治讀本 終

附 録

一、大正十五年度 總豫算歲入の部一覽

これは總豫算と申しますけれど、日本の中央政府の普通部全體の會計であつて、その特別部である、例へば鐵道の如きは含まず、朝鮮、臺灣、樺太等に關する費用は含まず、又各府縣、市町村等に屬する地方的費用は含まないのであります。

甲、その經常部（萬圓以下切棄て）

八億〇五百六萬圓

一、租 稅

内 譯

イ、所得稅	二億七百七萬圓	ニ、資本利子稅	一千三百五十三萬圓
ロ、地租	五千七百五十三萬圓	ホ、相續稅	一千五百五十萬圓
ハ、營業稅	五千九百四十七萬圓	ヘ、通行稅	九十七萬圓

ト、鑛業税 四百七十五萬圓
 チ、兌換銀行發行税 四百五十九萬圓
 リ、酒税 二億七百二十六萬圓
 ヌ、醬油税 百一十一萬圓
 ル、清涼飲料料税 三百七十一萬圓
 以上の通り、我が中央政府の税の種類は、十六種あります、但、通行税は、やがて無くなり、十五種になりませう。

二、印紙收入 八千三百六十八萬圓
 三、官業收入 四億四千六百九十三萬圓

内譯

イ、郵便電信電話 二億三千十三萬圓
 ロ、森林 四千二百十六萬圓
 ハ、專賣局益金 一億五千二百二十一萬圓
 ニ、印刷局益金 略
 ホ、千住製絨所益金 略
 ヘ、海軍工廠益金 略

ト、海軍燃料廠益金 略
 チ、製鐵所益金 略
 リ、官有物拂下 略
 四、雜收入 一千八百七十八萬圓
 五、大藏省預金部ヨリ繰入 三百三十萬圓
 六、教育改善、農村振興基金より繰入 七百十八萬圓
 又、配當金收入 略
 ル、刑務所收入 略

以上經常部合計 十三億六千五百四十九萬圓

乙、同臨時部(同)

一、官有物拂下 四百七十一萬圓
 二、雜收入 百七十萬圓
 三、公共團體工事費納付金 二百九十八萬圓
 四、公共團體工事費分擔金 一千九十五萬圓
 五、學術研究獎勵金受入 四萬圓
 六、特別會計資金受入 五百九十七萬圓
 七、公債金 八千萬圓
 八、保險會社納付金 百三十一萬圓

九、前年度剩餘金繰入

以上臨時部合計 一億二千五百一十一萬圓
 歳入總計 二億三千二百八十萬圓
 十五億九千八百二十九萬圓

以上で、日本の中央政府の、普通の、歳入振りが分られます。
 御注意なされるべきことは、その臨時部の中に、

甲、公債金 八千萬圓 乙、剩餘金 一億二千五百一十一萬圓
 計 二億五千五百一十一萬圓

の繰入れとなることとあります。これは、租税、官業等の収入では、足りないから、借入て、穴を埋めたものであることは、言ふを待ちますまい。

尙、以上の外に、四千二百二十萬圓餘の、追加豫算がありまして、十五年度の豫算の全體は、改めて、十六億三千九百三十八萬圓となり、その追加豫算の歳入の、三千百三十六萬圓餘は、前年度の剩餘金から繰入れられ、前段の剩餘金と合して、一億五千六百四十七萬圓が、前年度から繰入れられた剩餘金の總計となり、かくて、十五年度に於る繰入金の總額は、二億三千六百四十七萬圓となつて居ります。

二、大正十五年度の總豫算歳出の部

甲、經常部 (萬圓以下切り棄て)	外務省	一千五百九十一萬圓
皇室費	大藏省	二億八千二百六十八萬圓
四百五十萬圓	海軍省	一億二千六百六十七萬圓
内務省	陸軍省	一億六千八百四十三萬圓
四千百五十萬圓	司法省	二千九百四萬圓
農林省	文部省	一億三百七十五萬圓
二千五百二十五萬圓	商工省	三百三十八萬圓
逓信省		
二億六千三十二萬圓		
以上經常部の合計		十億六千百四十七萬圓

乙、臨時部

(同)

外務省	二百十九萬圓	内務省	一億九千七百四十二萬圓
大藏省	四千百十八萬圓	陸軍省	三千百七十六萬圓
海軍省	一億一千二百三十五萬圓	文部省	二千三十四萬圓
農林省	一千九百六十七萬圓	商工省	八百七十萬圓
逓信省	八千五百七十一萬圓		

以上臨時部の合計

五億二千二百八十二萬圓

總計

十五億九千八百二十九萬圓

中に、豫備金

一千四百萬圓を含む

以上の中に、鐵道省を含んでゐないことは、前に述べた通り、注意を要するの二。
 尙、大藏省の經常費中には、借金の返済勘定として、二億四千三百五十七萬圓
 逓信省の經常費中には、恩給年金として、一億二千九百四十六萬圓
 を含んでゐます。これ、注意を要するの二。

三、日本政府の借金

その借金が、總額約五十億圓あるとは、前に述べて置きました。左の表を御覽下さい、
 大正元年度 二十五億七千三百二十一萬圓 同 二年度 二十五億八千四百一十一萬圓
 同 三年度 二十五億六百三十七萬圓 同 四年度 二十四億八千九百十三萬圓
 同 五年度 二十四億六千七百七十萬圓 同 六年度 二十六億九千八百七十三萬圓
 同 七年度 三十億五千七百七十七萬圓 同 八年度 三十二億七千七百八十七萬圓
 同 九年度 三十七億七千七百二十六萬圓 同 十年度 四十億七千七百一十一萬圓
 同 十一年度 四十三億四千八百八十九萬圓 同 十二年度 四十四億二千九百五萬圓
 同 十三年度 四十八億六千三百一十一萬圓 同 十四年度 四十九億九千九百十七萬圓

かくの如く、日本の借金は、毎年、増加しつゝあります。世界で、今、こんなやうな會計を立てつゝあるのは、佛國と、日本だけ、英國も米國も減じつゝあります。

四 英國の役所の數、及その理想的分類の標準、その他

内閣に依つて、役所の數を増す場合がある。けれども、それは、稀である。大體は、あまり増減されない方である。と、私は、日本の場合を、本論の中に述べて置きましたが、イギリスでは、それが、内閣ごとに、増減せらるゝ様な、近年の状況になつて居ります。先づ、次の大臣數を御覽下さり。

英國の内閣員の數

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 「イ」歐洲大戰の以前、十名乃至十八名 | 「ロ」その後一九一五年、二十五名 |
| 「ハ」一九一六年、軍事内閣、五名乃至六名 | 「ニ」一九一九年、二十名 |
| 「ホ」一九二二年、十六名 | 「ヘ」一九二三年、十九名 |
| 「ト」一九二四年、二十名 | 「チ」一九二四年十一月(現内閣)二十二名 |

かくの如く、近々數年の間に、内閣員の數は、増減、移動して居ります。以て、その改造の方法の、極めて手輕であることが分りませう。どうするかと申せば、格別に、どうかうするといふのではありません、總理大臣の考へ次第に依るのであります。總理大臣が、その數を殖さうと思へば、その通りに、總理大臣が、その數を減らさうと思へば、その通りに、多くとも、少くとも、總理大臣の一存次第に、自由に變更せらるゝのであります。例へば、一九二四年の初めの、労働内閣の時には、檢事總長は、内閣員でありませんでした。同十一月の、保守黨内閣の時には、それを、内閣員の中に列せられました。かくの如く、總理大臣の裁量に依つて、どうにでも決せらるゝので、それに對する一定の型といふものはありません。

念のため、その内閣の作り方、役所の數を掲げますと、

一九二四年労働内閣の各省と大臣
總理大臣——第一國庫長官——

外務大臣	マクドナード	國璽尙書、衆議院副首領	クラインス
樞密院議長	パーモア	大法官、貴族院議長	ハールデン
大蔵大臣	スノーデン	内務大臣	ヘンダーソン
植民大臣	トーマス	陸軍大臣	ウアルシュ
印度大臣	オリヴァー	航空大臣	トムソン
海軍大臣	チュルムスフォード	商務大臣	ウエツプ
保健大臣	ホビートレイ	養漁大臣	バクストン
蘇格蘭大臣	アダムソン	文部大臣	ツレヴェリヤン
労働大臣	トーマスシヨウ	逓信大臣	ハートシヨーン
		工務長官	ジエエツト

かくの如く、総理大臣の外、各大臣が二十名、これは、労働内閣であります。既に總理大臣が外務大臣を兼ねて居られたから、各省の大臣数は二十一名あるべきだとも申して、次の保守黨内閣は検事總長を内閣に列せしめられたから、合して二十二名となられ

たわけ。近年の英國は、この通り二十二三名——總理大臣を加へれば二十三名——の内閣員を作つて居らるゝのであります。

日本の内閣大臣は十二名或は十三名、英國の内閣員は二十二名、かなりの相違であるが、どちらがよいのかと申せば、少い方が可からうと思ひます。いくら増しても際限の無いもの、成るべく少くして、簡單に、確實に、且、敏速に、又、親密に、その内容を整へらるゝ方が、必要であらう。凡そ内閣は、皆、これらの用意と、目的とを以て、組織せらるべきものだと思ひます。

一九一七年——大正六年——と申せば、大戦争の終る前の年、その七月の頃に、英國は、戦後の改造省を起し、改造に必要な諸般の計畫を立てました。その中に、政府の各省を、どんな工合に分類し、組織すべきか、その最も適當な法方を發見するため、特別調査委員を擧げ、同一八年の十二月、約一ヶ半年の研究を経て、同調査委員の報告した、標準の政府は、次の如くなつて居ります。

英國の行政組織に關する調査委員の報告

一、内閣の重なる職分は、次のやうなものであらうと、委員等は考へる。

「イ」、議會に提案する政府の政策を、最後に決議する所

「ロ」、議會で表決せられた政策に、行政部の方針を一致せしむべく、それを監督する最高機關

「ハ」、各省の活動を絶えず注意して協調させ、且、その範圍を示定する所以上の職分を成就するためには、

次のやうな條件が、その根底に置かれ、少くとも希望されねばならない、

「ニ」、内閣員の數は、少い方がいい、十人位が最善であらう、多くとも十二人以下

「ホ」、内閣員は、たびく會合すべきである、

「ヘ」、その迅速な結論を下すに必要な情報やら、材料やらが、最も便利な方法に依つて供給されねばならない、

「ト」、各大臣は、内閣を以て、その省務の方針を決定する協議の府となすのである

「チ」、各省間に交渉のある事件の決定に就ては、それが有効に處理せらるやう、各省間の報告が、組織的に内閣に得られねばならない

二、彼等は、内閣の職分と、その執務の方針とを、略ぼ、かくの如くなるべきものと論定し、次で撰んだ各省の職分は

第一 財務 第二 第三 國防及び外交の關係

第四 調査並びに情報 第五 産業（農務、林務、魚業を含む）交通及び商業

第六 労働方面（エムプロイメント） 第七 用度（政府に必要な諸材料の供給）

第八 教育 第九 衛生 第十 司法

これでありませう。彼等は、この十省、總理大臣を加へて十一大臣を、先づ、理想的な各省の分類、内閣の組織であると申しました。

序に申し添へますが、英國で、總理大臣の位地を、公けに認めることになつたのは、近く二十年來の事と申します。その以前から、此の位地の務めをした人は、勿論、ありま

した、然しながら、それは、實際の便宜と慣例に本づいたことで、制度上、この位地が、公然と認められてゐた譯でありません。ですから、英國の總理大臣といふものには、一定の俸給がありません、その俸給は、總理大臣としてではなく、第一國庫長官として拂はるるのであります、若くは、外務大臣とか、大蔵大臣とか、彼が兼ねる所の他の位地から拂はるるのであります。それは、他の省務を兼ねなくとも、自然に、第一國庫長官を兼ねるのであるといふことは、本論の中に述べて置きました通り、英國の總理大臣は、どうしても、財務に明るい経験の人である、財務に明るい人でなくては、總理大臣になれない、多年の習慣と實際の執務振になつて居ります。

尙、英國で、大臣——ミニスター或はミニストリー——と稱せらるゝは、内閣員のみに限られません。故に労働内閣の時は、以上の外、三十九人の大臣と稱せらるゝ者があります。合して約六十人の大臣が、労働内閣にゐた譯である、それは、例へば前に申した検事總長の如き、内閣には列席しなくとも、大臣として、重要な待遇を受けることには、他の内閣員と變りありませんでした。同様の人が、司法部に、宮中に、別して對議會の方面に

多いのであります。マーガレット、ポンドフヒールド嬢のことは、大抵、御承知の、英國の労働界での腕利きである。大正十二年でしたが、労働黨大會に於る、彼の議長振は、實に冴へたものだつたといはれます。彼は、マクドナード内閣の時、労働者の第二長官——となりました——アンダーセクレタリー——日本では、普通に、次官と稱しますけれど、向ふの人は、さうは思はないと見へ、現に、ローセンベルグ嬢の著にも、

マクドナード内閣の時に、吾等の歴史になつて、初めて、婦人が、大臣の位地に就いた。マーガレット、ポンドフヒールド嬢が、労働者の議會大臣——パーリキメンタリー——として就職した。

と記してゐます。議會大臣としても、議會の第二大臣である。労働者の第一大臣としては、前に申したトメーマス、シヨーが就きましたから、ポンド嬢は、その下に就いたのであるのを、彼等は、尙、大臣と申してゐます。かくて、労働内閣の大臣は、内閣員二十一名の外、三十九名、合せて六十名であつたと申すのであります。

英國の内閣に就ては、右の外に、無任所大臣といふものゝあることも一言せねばなりません。

すまい。一定の省務を受け持たないのですが、尙、大臣としてその待遇を受け、閣議に參與し、勢力を揮ふのであります。それが、しばしある。例へば、前に申したウエツジウツドの、ランカスター領尙書であります。彼は、何の職務をも有つておません、名稱から申せば、ランカスター侯爵家の領地を支配するのであります。それは、宮内省所屬の土地王家の舊領地であります。そこには、或る警務係り、裁判係りの如きが——マジスツレート——要りませう。その任命に洩し、彼は、それを推薦する責任がある。たゞ、それだけで大臣である、内閣員である、無任所大臣と謂はるゝ所以であります。クラインスの走りました國爾尙書も閑職でありますが、然しながら十四世紀の頃までは、それは、閣員中、殆んど變ぶものゝ無い、權勢赫々々の位地でありました。今は閑職ですから、他の位地を兼ねることができません。クラインスは、衆議院の副領を兼ねました、首領は、總理大臣のマクドナードである。彼が、衆議院に於て政府黨の首領として、第一戦に立つたのは、當り前のこと、然しながら、彼は、總理大臣に外務大臣を兼ねて、非常に多忙、これを補佐するに第二の首領を要します。普通には、大藏大臣が、これに當るのであります。労働内

閣は特に彼を擧げました。彼は、その初め、マクドナードと、労働黨の首領を争つた人です。すから、その勢力を認めて、特別にかくしたのであります。尤も、一九一九年の法律は、これに制限を附し、議員で、無任所の大蔵大臣を兼ねる者の數は、三人を超へてはならないと規定しました。

英國の大臣は、兩院議員の一人でなくてはならない様に申す人がありますが、これは、普通に、さうだと申すだけで、さうなくてはならない規定、慣例になつて居るのではなくありません。現に有名なゲデス兄弟の如き、一方は改造省大臣となり——又、ワシントン駐在の米國大使ともなりました——一方は、鐵道會社の支配人から起つて、後、鐵道大臣となり、又海軍大臣ともなりましたが、兄弟とも、その初めは議員でありませんでした——エリック、ゲデス、即ち、海軍大臣となつた方は、後、議員となりました——かくの如き例は往々あります。

注意、(一) 右、英國の行政部組織に關する調査委員は、

子爵ハールデンを委員長として、モンターグ、ロバートモーラント、ジョーヂモートレ

イ、アランサイクス、ゼートーマス、ウエツプ夫人の七人で、又、ミカエル、ヘセルテインが、書記でありました。

注意(二) 英國の委員数は、概してこんなに少数です、これに反し、日本の委員會の委員数は、いつも、三十人とか、四十人とか、五十人とか、甚だ多数であります。

注意(三) それに拘らず、日本の委員會は、いつも、有力なる、調査の報告を發表してくれません。たまにあるものは、その速記録位であつて、研究は、要するに不確實であります。英國のは、これに反し、毎委員會とも、かなり、込み入つて、それで、明快、適切なる判断を下し、多大の材料を蒐集してゐます。この(二)と(三)のことに、深く御注意下さい。

五、英國の議會の起源

ローセンベルグ嬢の近著「英國はどうして治めらるゝか」に依る、勿論、その抜き書で

あります。

議會の起源に関する説は、いろいろ、異なつてゐますが、その中に、普通の説は、昔のノルマン朝の時代にマグナム、コンシリヤムと言はれた、國王の相談なざる所、若くば、その相談相手から、起つたものと申すのである。このノルマン時代は、一〇六六年から、一四八五年までの間を指すのであるから、議會の起源は、もつと古からう、確かに、もつと古いのだと説く人もある、けれども、それらの、此の上の研究は別として、議會といふことの意味が、戦争及び平和といった様な國の大事を決定し、且、新に法律を制定すること等に關して、國王の諮問に奉答し、及び、その意見を開陳するため、かねて、國王の側近くに奉仕する人々、並びに、特に召出された人達の集まり、その會合であつたといふことには、いづれの論者も、異議の無い所である。召を受けた人々は、その重なる數名を除く外は、人數の多少も、亦その人柄も、總て國王の思召次第に、時々増減され、移動されたのである。

中世紀に於る國王の權力は、國王の力量次第に、増進もし、減退もしたのであるが、そ

の専制に對する唯一の防塞は——チエツク——、有力な諸侯、即ち大名達であつた、故に、大名達の勢力は、王權の盛衰と反比例して、例へば、王權の盛んに發達した時は、大名達の權力は衰へ、大名達の權力が、盛んに發達した時は、王權は衰へるといふ工合に、消長した。一二一五年の、マグナカルタ——大憲章、憲法の始法と謂はるゝもの——は、時の、評判の悪かつたジョン王の手から、有力な大名達が、自分達の自由の保障のため、もぎ取つたものである。それは、大名達の自由の保障のためであつた。けれども、それは、たゞ、その階級だけの勝利に止まらなかつた。

「イ」、度量衡の一定した標準を立てるといふ約束

「ロ」、借金のため、拘留せらるゝことはあつても、其の職人の道具は、没收せられないといふ約束

「ニ」、大名の配下の小作人等も、天領の小作人等と、同等の取扱ひを受くるといふ約束等、大憲章の、含んで居る、理論上の影響は、頗る重大なものであつた。それに付け加へて、二つの章が、憲史上に、永久の譽れを残して居る。

其の一は、裁判は、貴族に依つて、爲さるゝといふこと——國王の勝手には爲されないといふこと、其の二は、諸家老達の會議の——すぐれた人といふ意味——同意なしには、國王といへども、勝手に租税を取り立てない、それを國王が、獨斷で、賦課することは、違法であるといふ、此の二つの原則を確立したことである。其の後に至り、我が憲法政治の根本原則となつた、代表的政府の思想も、その頃から、已に萌芽を發し、抜くべからざる根底を据へてゐた。一二一三年、王家に對する人民の愁訴、及び、王家の諸用向きの範圍に關する問題等を審議すべく、二回の集會の開かれた時、それに召集せられた者は、諸大名、家老達の外、平民級の代表者も、既に交へられてゐたのである。とは云へ、本當の代表的政府の思想は、その八十年後までは、まだ、承認されてゐなかつた。次の世紀の央ば頃から、小地主、武人等——ナイト——が、大地主、大領主等に打ち混じて、召集せらるゝ普通の慣例になつたのである、尤もその前一二五四年のことである。ヘンリー三世は、

金の工夫に困つて、各州の知事——シエリツフ——にあて、其の領分の四名の代表者——

—武士—を、どんな意見を以て王家を助くるか、相談のために、出頭せしめよ、と告げられたことがある。

これらの、集合者の間に、自然に二た派の集團ができた。其の一は、大名達、及び宗教家達、代々世襲的に、召集せらるゝ人々の團體で、其の二は、人民の代表者として、時に移動する新顔の集まりである。前者は貴族院となり、後者は衆議院となつた。その初めは、兩者とも一堂に集會し、一緒に投票したのであるけれど、やがて、貴族の集まりは、ウエストミンスター宮殿に會し、平民の集まりは、同じウエストミンスターのセント、スヴンテの禮拜堂に集まることになつた。そのウエストミンスターの宮殿は、一八三四年に焼け失せて、その跡に、今日の議事堂が建てられたのであるが、

そこで、一堂の内でも、尙、別れ々に、さりながら、又、互に接近し合つて、兩者の塊まりは、集會して居るのである。

以上の解説に従へば、イギリスの兩院は、その昔は、一緒に集會し、その間を區別する、何等の條件も、制限もなかつたのを、たゞ、集まつた連中が、一方は窮屈がり、一方は迷惑がり、友は類を以て集まる、互に、顔馴染同志、相集まつて、いつとは無しに、今日の上下兩院を構成するに至つたものと思はれ、當時の素朴にして、率直な、彼等の氣風が、目に見ゆる様に思はれます。

附 録 終り

製版許不

昭和二年三月一日印刷

昭和二年三月十日發行

著者印

早
りや
政治讀本

定價七拾錢

著者 田川大吉郎	發行者 增田義一 東京市京橋區南紺屋町十二番地	印刷者 杉山愛二 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地	發行所 東京市京橋區南紺屋町十二番地 實業之日本社 電話 東京 五二二番 振替 東京 三二六番
-------------	-------------------------------	-----------------------------------	---

刷印含英秀社會式株

縮刷 修養	縮刷 世渡りの道	修養 日訓 一日一言	青年出世訓	立身の基礎	縮刷 青年と修養	大國民の根柢	思想善導の基準
百廿三版	七十六版	八十五版	八版	三十八版	七十四版	十五版	十九版
農・法學博士 新渡戸稻造氏著	農・法學博士 新渡戸稻造氏著	農・法學博士 新渡戸稻造氏著	實業之日本社長 増田義一著	實業之日本社長 増田義一著	實業之日本社長 増田義一著	實業之日本社長 増田義一著	實業之日本社長 増田義一著
定價壹圓五拾錢 郵稅六錢 三六判	定價壹圓五拾錢 郵稅六錢 三六判	定價壹圓貳拾錢 郵稅四錢 三五判	定價貳圓貳拾錢 郵稅拾貳錢 四六判	定價貳圓貳拾錢 郵稅拾貳錢 四六判	定價壹圓五拾錢 郵稅六錢 三六判	定價壹圓八拾錢 郵稅拾錢 四六判	定價壹圓五拾錢 郵稅八錢 四六判

如何 ^{てにし} 希望を達す可 ^{かき}	如何 ^{てにし} 一身の方向を定む可 ^{かき}	如何 ^{てにし} 自己を大成す可 ^{かき}	如何 ^{ばにせ} 運命を支配し得 ^{かる}	勝利への路	生活戦術	日米非戦論	實生活と心理
四十八版	十九版	四版	四版	三版	二十版	三版	三版
マーデン博士著 上谷 續氏譯	マーデン博士著 上谷 續氏譯	マーデン博士著 上谷 續氏譯	ホルムス氏著 谷口雅春氏譯	法學博士 浮田和民氏著	法學博士 浮田和民氏著	浮田和民氏著	文學博士 松本亦太郎氏著
定價壹圓七拾錢 郵稅拾錢 四六判	定價壹圓七拾錢 郵稅拾錢 四六判	定價壹圓七拾錢 郵稅拾錢 四六判	定價貳圓 郵稅拾錢 四六判	定價壹圓七拾錢 郵稅八錢 三六判	定價壹圓五拾錢 郵稅六錢 三六判	定價壹圓五拾錢 郵稅六錢 四六判	定價貳圓 郵稅八錢 四六判

度胸の据ゑ方	四版	増上寺法主・大僧正 道重 信教師著	定價 壹圓五拾錢 郵稅 六錢 三六判
鍊 膽 術	五十版	永平寺前管長 目置 默仙師著	定價 七拾五錢 郵稅 四錢 三六判
研 心 錄	三版	三井信託重役 二宮 峰男氏譯	定價 貳 圓 郵稅 八錢 四六判
隨 考 錄	六版	樞密顧問官・子爵 石黒 忠惠氏著	定價 壹圓五拾錢 郵稅 八錢 四六判
觀樹將軍縱橫談	三版	陸軍中將・子爵 三浦 梧樓氏談	定價 貳 圓 郵稅 八錢 四六判
鐵 櫻 隨 筆	三版	海軍中將・子爵 小笠原長生氏著	定價 壹圓五拾錢 郵稅 六錢 三六判
青年と人生觀	四版	前東京市學務課長 佐々木吉三郎氏著	定價 壹圓參拾錢 郵稅 八錢 四六判
修養隨筆 叱 牛 錄	九版	前東京高商校長 坪野平太郎氏著	定價 貳 圓 郵稅 拾錢 四六判

古 溪 隨 筆	三版	波多野承五郎氏著	定價 壹圓五拾錢 郵稅 八錢 四六判
梟 の 目	第 二 版 古溪隨筆	波多野承五郎氏著	定價 貳圓五拾錢 郵稅 拾錢 四六判
祖 國 を 顧 み て	七版	法學博士 河 上 肇氏著	定價 壹圓七拾錢 郵稅 拾錢 四六判
縮 社 會 と 自 分	三版	夏目 漱石氏著	定價 貳 圓 郵稅 八錢 三六判
海 へ	十八版	島崎 藤村氏著	定價 貳 圓 郵稅 拾錢 四六判
旅 と 歌 と	三版	文學博士 佐佐木 信綱氏著	定價 壹圓八拾錢 郵稅 八錢 四六判
俳句の作りやう	七版	高濱 虛子氏著	定價 八 拾 錢 郵稅 四錢 四六判
俳句とはどんなものか	五版	高濱 虛子氏著	定價 八 拾 錢 郵稅 四錢 四六判

奮闘 活歴	裸一貫から	二十版	實業之日本社編	定價壹圓七拾錢 郵稅拾錢 四六判
獨立經營 最初の	一萬圓儲ける迄	九版	實業之日本社編	定價壹圓七拾錢 郵稅八錢 四六判
奮闘 活歴	血涙のあと	三版	實業之日本社編	定價壹圓七拾錢 郵稅八錢 四六判
成	功座右銘	九版	實業之日本社編	定價四拾錢 郵稅貳錢 三五判
如何 ^{てにし}	彼等は富豪 ^{となり} し ^{なり} か	再版	大川俊一郎氏著	定價貳圓 郵稅拾錢 四六判
商業 實務	出世外交術	八版	石川六郎氏著	定價壹圓參拾錢 郵稅六錢 三六判
實業	訓と人生訓	十二版	ワナメーカー氏著 井關十二郎氏譯	定價貳圓 郵稅拾錢 四六判
經營 秘訣	ワナメーカー寶典	新刊	ワナメーカー氏著 井關十二郎氏譯	定價貳圓 郵稅拾貳錢 四六判

米國 見物	繁昌する商賣振り	新刊	星製菓前營業部長 大塚浩一氏著	定價壹圓七拾錢 郵稅拾錢 四六判
經濟	記事の讀み方	一百十 版	法學士 細貝正邦氏著	定價壹圓貳拾錢 郵稅六錢 三六判
複利 増進	資金運用論	十四 九版	前關西學院教授 興梠奎太郎氏著	定價壹圓參拾錢 郵稅六錢 四六判
金	の廻し方、殖し方	三版	玉塚商店調査係 長井修吉氏著	定價壹圓五拾錢 郵稅六錢 四六判
利殖の 間道	さて何れを選ばうか	新刊	玉塚商店調査係 長井修吉氏著	定價壹圓五拾錢 郵稅六錢 四六判
組立 應用	新しい實業書簡	三版	文學士 三並健作氏著	定價壹圓八拾錢 郵稅八錢 三六判
割	九々いらすの珠算	十六 版	星伊策氏著	定價壹圓五拾錢 郵稅八錢 四六判
能率 増進	珠算練習帳	新刊	星伊策氏著	定價八拾錢 郵稅四錢 菊半型

313
172

<p>神經衰弱及強迫觀念<small>の根</small>治法 三版 醫學博士 森田 正馬氏著 定價貳圓 郵稅拾貳錢四六判</p>	<p>深呼吸と心身の改造 六版 醫學博士 小田部莊三郎氏著 定價壹圓參拾錢 郵稅六錢 三六判</p>	<p>胃腸の新しい衛生 五版 醫學博士 杉本 東造氏著 定價壹圓五拾錢 郵稅六錢 三六判</p>	<p>無病長壽健康増進法 六版 カイロプラクター 大澤 昌壽氏著 定價壹圓八拾錢 郵稅八錢 四六判</p>	<p>自彊術の解説と實驗談 三十六版 十文字大元氏著 定價九拾錢 郵稅四錢 三六判</p>	<p>素人病氣の特徴調べ 四版 健康相談所長・醫士 伊藤 尙賢氏著 定價貳圓五拾錢 郵稅八錢 三六判</p>	<p>大増補 版 新らしい言葉の字引 三百卅三版 服部嘉香氏著 植原路郎氏著 定價貳圓 郵稅八錢 三五判</p>	<p>縮建國の精神に還れ 三版 建國祭準備委員長 永田秀次郎氏著 定價貳拾錢 郵稅貳錢 四六判</p>
---	--	--	---	---	--	--	---

京 東
行發社本日之業實